

みつわ台五丁目一番緑化協定

(目 的)

第1条 この協定は、庭のみどりを豊かにし、やがて第3条に定める区域のみどりに包まれた安らぎのある場所となり、住いの環境が快適なものとなるよう、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法」という。）第20条の規定に基づいて定める。

(名 称)

第2条 この協定は、みつわ台五丁目一番緑化協定（以下「協定」という。）という。

(協定の区域)

第3条 協定の区域（以下「協定区域」という。）は、千葉市みつわ台五丁目1番1から同番162までの別紙図面に表示する区域とする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法による認可を千葉市長から受けた日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法第14条に規定する土地所有者等をいう。以下「土地所有者等」という。）が存することとなつたと

きから効力が発生することになり、このとき以後において新たに協定区域内の土地所有者等となつた者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。これに基づき、土地所有者等は、自己が所有し又は地上権若しくは賃借権を有する土地(以下「所有地等」という。)の緑化につとめるものとする。

- (1) 道路等公共用地に接する部分に「かき」又は「さく」を設ける場合の構造は、金網さく、鉄さくその他これに類するもので透視可能のもの又は生垣とする。ただし、出入口、車庫等に用いる部分についてはこの限りでない。
- (2) 植栽する樹木は、各家庭の緑化ばかりでなく、地域の環境保全に役立つことが必要であるため、これに適する樹種として次のうちからそれぞれ1本以上を選び、道路、隣家等から視野に入る位置に植栽する。

イ 花または葉を楽しめる木

ウメ、アズミ、コブシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、サクラ、ツバキ、サザンカ、ハナミズキ、ミジ、ネムノキ、モクレン、ハナズオ、ツツジ、サ

ツキ、ジンチヨウダ、アジサイ、オオナシ、バラ、ヤマブキ等

ロ 景観が楽しめる木

カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ビワ、ウメ、ブドウ、アンズ、ザクロ、ムベ、ムスラウメ等

ハ 鳥が寄ってくる木

モツロク、ウメソドキ、ナンテン、ビラカンサ、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ等

エ 隙地をやわらげる木

マツ、ツグ、シイ、カシ、モチノキ、タイサンボク、キヤラボク、カナメモチ、スギ、ヒバ等

- (3) 植栽した樹木が各家庭、地域の環境保全に役立つようにするため、せん定、病害虫防除等を年1回以上実施し、また樹木が増築、改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原形として、移植するものとし、枯損した場合は補植すること。

(植栽の期限)

第6条 前条第2号の規定による樹木の植栽は、土地所有者等の住居完成後1年以内に完了するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定区域内の土地所有者等の過半数以上の者が廃止についての申し出をしなかつた場合は、更に、10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定において定めた事項を変更しようとする場合は、協定区域内の土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、協定区域内の土地所有者等の過半数以上の合意により、法による認可を受けるものとする。

(協定書の譲渡)

第9条 この協定は、協定区域内において新たに土地所有者等となつた者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は所有地等を譲渡した場合、新たに土地所有者等となつた者に対し、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲渡しなければならない。

(代表委員会の設置)

第10条 この協定の効力が生じた場合は、この協定に関する事業及び事務を円滑に行うため、協定区域内の土地所有

者等のなかから互選により若干名の代表委員を選出し、年
2回以上の代表委員会（以下「代表委員会」という。）を
行うものとする。

- 2 前項の規定により選出された代表委員のなかから、委員
長、副委員長を各1名ずつ選出するものとする。

（違反者等に対する措置）

第11条 第5条に規定する最化に関する事項を積極的に履
行しない者又はこの協定に違反した者に対し、代表委員会
は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するもの
とする。

- 2 前項の要求があつたのち、3か月を過ぎても要求のあつ
た事項を実現しない者に対して、代表委員会は、協定の目
的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

以 上